

令和6年度

水質検査計画



南種子町 水道課

～ 目 次 ～

■はじめに.....	1
1. 水質検査に関する基本方針.....	2
2. 水道事業の概要.....	3
3. 水源及び水道水の水質状況.....	5
4. 定期の水質検査.....	7
5. 試料（検体）の採取及び運搬方法.....	13
6. 臨時の水質検査.....	14
7. 検査方法（委託内容）.....	14
8. 検査結果の評価.....	15
9. 検査計画の見直し.....	16
10. 検査の精度と信頼性保証.....	17
11. 関係者との連携（緊急時を含む）.....	18
12. 水質検査計画および検査結果の公表方法.....	19
13. データ.....	20
別表1. 検査項目及び検査頻度（浄水）.....	21
別表2. 検査項目及び検査頻度（原水）.....	35

■はじめに

水質検査は、利用者みなさまに安全な水を供給するために不可欠であり、水質管理を徹底する上で、最も重要なものです。近年における水道環境は、新たな化学物質の問題など、その対策は全国的にも急務とされ、各事業者が抱える問題も多種多様であるといえます。

南種子町の水道事業は、平成30年度まで中央地区・西部地区・野大野地区及び島間地区の4つの簡易水道事業にて運営しておりましたが、令和元年度からは、簡易水道事業を統合し、全地域において、南種子町水道事業として、新たな水道事業の運営を開始いたしました。

そういった背景の中、利用者みなさまにより安心して水道をお使いいただけるように、南種子町においても令和6年度の「水質検査計画」を作成し、地域の水質状況を考慮した水質管理体制の構築を目指しております。この「水質検査計画」においては、安心して水道をお使いいただくために「どこで」「どのような項目を」「どのくらいの頻度で」検査を行うべきかということを検討しております。また、その前提となる、現在の水道における水質状況や水質管理上の問題点なども明らかにしています。

安全で良質な水道水を供給するためには、徹底した水質管理を行う必要があることはいうまでもありません。その一方で、水質管理を行うためには相応のコストが必要であり、そのコストは利用者みなさまからいただく水道料金によってまかなわれています。したがって、水道料金を抑えながら、安全で安心な水をご使用いただくためには、水質検査を的確に行い、適切な水質管理を行うことが重要です。この水質検査計画において、本町の抱える水質管理上の問題点をご理解いただいた上で、地域の水質管理を一緒になって考え、行動していただければ幸いです。

南種子町では次年度以降も水質の状況変化に応じた水質検査計画の見直しを行い、利用者みなさまにより一層安全で安心な水を供給することに努めてまいります。

1. 水質検査に関する基本方針

水質検査を行うにあたって、合理的な効率化を図り、安全性を確保しながら水質検査にかかるコストを低減します。「水質基準に関する省令」に定められている基準項目におきましても、地域や水源の特性、水源周辺環境、過去の検査結果を検討の上、検査頻度の低減を行います。

また、水質管理目標設定項目につきましても、各地域での農薬等の使用実態を踏まえ、変動を監視すべき項目について検査を行うか検討します。

さらに、原水の水質検査につきましては、水道事業における水質管理の基本であるとともに、その水質変動は、今後の水源保全の基礎データともなるため、原則、年次変化を把握できるよう定期的に行います。

水質検査の実施箇所及び頻度につきましても、検査項目同様にコストと安全性の双方の観点より、最も合理的かつ効率的な地点と頻度を選定します。

その他、水質検査に関しては、検査及びその結果に伴う対症療法的措置のみを意識するのではなく、水質管理の観点から専門機関や関係各位との継続的な連携による水源汚染の予防措置を重視して、計画及び検査の実施を行っていくものとしします。

- (1) 水質検査の対象は、原則として南種子町内の各配水池から町内の給水栓に供給される水道水及びその原水とします。
- (2) 水道法で検査が義務付けられる各水系(配水池ごとに定めた水道水の系統)の水道水の他に、鋼管使用による蛇口からの鉛溶出の検査と、水質汚染を監視する目的で各水系の原水検査も行います。
- (3) 採水地点は原則として各水系1箇所(原水・水道水共)とします。
- (4) 各水系の水道水(浄水)については、水道法により定められた検査項目を実施します。
また、各水系の水源(原水)については、年1回の39項目の検査に加え、リスクレベルに応じて、指標菌及びクリプトスポリジウム等、原水の汚染の監視を目的とした検査も実施します。さらに、必要に応じて水質管理目標設定項目の検査も予定しています。
- (5) 水質汚濁事故等のように水道法の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては速やかに臨時水質検査を実施します。

2. 水道事業の概要

2.1 南種子町水道事業の概要

南種子町の水道は、4地区（中央・摺久保・西部・島間）で供給しています。

中央地区は、上中から荃永・下中、牛野、田代、平野及び野大野、上瀬田に、摺久保地区は、長谷・平山地区に供給しています。

西部地区は、本村・崎原・下西目・木原・野尻・小田・前之原・砂坂・管造牧をとおり、西海地区の下立石から中之塩屋に至ります。

島間地区は、地区内全てに供給しています。

2.2 各施設の概要

水道事業概要については以下の表のとおりです。

※建設年次については、敷設当初から改良・統合等を経て現施設に至った年です。

水道種類	地区名	所在地 建設年	水源名	計画給水 人口(人)	日最大 給水量 (m ³)	浄水処理及び 給水方法
上水道	中央地区 摺久保地区	中之上 石ノ峯 1703-39・40・69 昭和 29 年～平成 15 年 中之上 摺久保 1824 平成 27 年	八久保水源 小比良水源 摺久保水源 第5水源	4,117	1,794	急速ろ過 緩速ろ過 塩素滅菌 紫外線処理
	西部地区	西之 木原田 4941 平成 6 年～平成 8 年	西部水源	509	240	急速ろ過 塩素滅菌
	島間地区	島間 穴ノ頭 5598-7 昭和 33 年～平成 12 年	島間水源	529	283	急速ろ過 塩素滅菌

令和5年3月31日現在

【緩速ろ過】

砂利・砂の層に原水を通し濁水を浄水する方法で、薬品を一切使用しません。

原水を一日 4~5mのゆっくりした速度でろ過する時、砂層や砂層表面に増殖する微生物群（生物ろ過膜）は、水中の浮遊物質や溶解物質を捕捉、酸化分解する性質を有しており、この自然の浄化作用を利用した方法です。

【急速ろ過】

原水中の懸濁物質を薬品によって凝集させた後、比較的粗い粒状層に速い流速で水を通し、主としてろ材への付着作用により濁質を除去する方法です。除去対象の懸濁物質は、あらかじめ凝集剤（ポリ塩化アルミニウム）によって、付着やふるいわけされやすい状態のフロックにさせておく必要があります。また、ろ過工程と洗浄工程を交互に行うなど効率のよい構造となっています。

【塩素消毒】

湧水や地下水は、自然のろ過により直接飲料水として利用できますが、近年の生活様式の変化や化学薬品の使用等で、地下水の汚染が懸念され、水道法では消毒を行うよう定めています。薬品は、次亜塩素酸ソーダを使用しています。

【紫外線照射】

クリプトスポリジウム等対策として、紫外線ランプから発せられる紫外線を水に照射することにより、当該水中のクリプトスポリジウム等を不活化することができます。

3. 水源及び水道水の水質状況

水質検査結果書については、ご要望があれば詳細を閲覧できます。

水 源 状 況				水 質 検 査 結 果
No	地区名	水 源 地	種 類	浄 水
1	中央地区	八久保水源地	表流水	水質基準に適合
		小比良水源地	表流水	水質基準に適合
		摺久保水源地	湧 水	水質基準に適合
		第5水源地	地下水	水質基準に適合
2	摺久保地区	摺久保水源地	湧 水	水質基準に適合
3	西部地区	西部水源地	地下水	水質基準に適合
4	島間地区	島間水源地	表流水	水質基準に適合

町内の水道水は水道法の水質基準を満たしており、安全で良質な水が配水されています。

以下、各施設の特徴や注意点について記します。

【1. 中央地区 ・ 2. 摺久保地区】

周囲を山で囲まれている八久保水源地からの原水は、表流水を水源としているため水源地ポンプ槽で荒い砂等を沈殿後に浄水場に送られ、再度沈殿槽で細かい砂等を沈殿させ、緩速ろ過池にて浄水処理されます。この間に薬品は一切使用しません。

小比良水源地からの原水も、表流水を水源としているため、水源地ポンプ槽で荒い砂等を沈殿後に浄水場に送られ、前処理機で水中の不純物を凝集液で処理し、その後ろ過ポンプ槽で塩素処理された後に急速ろ過機で浄水処理されます。また、この地域には、し尿処理場があるため、水質検査結果等を基に水質変動がないか常に監視しています。

第5水源地からの原水は地下水（深井戸）を水源としていますが、この水源は深井戸で、年間を通して安定で良質な水質に保たれています。この水は第5送水室に送られ、その後ポンプで浄水場に送られる過程で塩素処理を経て浄水場内の第5配水池へ貯水されます。

摺久保水源地からの原水は湧水を水源としていますが、この水は新光送水室に送ら

れ、その後ポンプで浄水場に送られます。塩素消毒以外の薬品は一切使用しません。

八久保・小比良・摺久保水源地の3つの水源からの原水と、第5配水池の浄水は浄水場内の第3配水池で合流し塩素処理されたあと、第4配水池に送られ住民に配水されます。これらの飲料水は、荃永や下中そして牛野、田代・平野・野大野・上瀬田へ配水されています。

また、長谷・平山地区へは、摺久保（長谷）水源地からそれぞれ配水されます。

このため、水道法で定められている末端における残留塩素濃度0.1 mg/ℓ以上を保つために、浄水場近辺では高い塩素効果が生じています。それでも0.6 mg/ℓ以下の低い濃度の管理に努めています。

雨が降ると河川の汚れがひどくなりますので、管理上で気を使っていることは、小比良水源地からの急速ろ過機での処理は、凝集液が適正に注入されないと処理能力が低下するため、状況によっては取水を停止するなどの措置を含めて管理しています。

【3. 西部地区】

周囲を畑で囲まれた中に地下水源があり、浄水処理された水は木原の高い位置の配水池に送られ、その後西之の全域（野大野、上瀬野、平野、田代集落を除く）と西海地区の牛野集落を除く全域に配水されています。

給水範囲が広いですが、残留塩素濃度管理が安定した施設であり低濃度で維持されています。水質的には、地質、環境の影響はほとんど受けていませんが、鉄・マンガンを多く含んだ地層が特徴で、カルシウム・マグネシウムの含有量も多く、おいしく感じる指標のひとつである「硬度」の値が、町内の施設と比べて若干高いです。そのため、電気ポットの内側に白い付着物が生じやすくなるなどの例があげられます。

【4. 島間地区】

周囲を山で囲まれている河川の表流水を水源としています。河川が大きいことから、検査結果等からみても環境的な影響を受けていると思われませんが、浄水処理可能な範囲内にあり、生物ろ過装置との併用で一定の不純物等を処理し、急速ろ過機で浄水され、既設配水池で残留塩素濃度を調整後、ステンレス製の配水地に送ることにより水質を保つことが可能となります。その後、田尾・仲之町方面と上方・小平山方面へ配水されます。水質は特に問題視する状況もなく検査結果も安定しています。

また、この地域からは微量のアルミニウムが検出されていますが、急速ろ過方式により薬品処理を行い、適正な水処理によって除去を可能にしています。

4. 定期の水質検査

4.1 水質基準

浄水の水質については、「水質基準に関する省令」によって供給される基準が定められています。（水質基準項目と検査頻度及び省略の基準表参照）

基準は概略、「病原性微生物」と「化学物質」に関するもので分類されていて、以下のような考え方で設定されています。

4.1.1 病原性微生物に関する水質基準の考え方

① 一般細菌

浄水が適切に消毒されているかを示す指標であり、この項目が大きく増加した場合は、原水への生活排水等の混入の疑いがあります。

1 mL 中に 100 個以下であれば、水道水による集団感染等が起きないことを理由に基準が設定されています。

② 大腸菌

水による感染症の多くが人や動物の糞便に由来することから、水が糞便に汚染されていないかを確認するために検査します。

100 mL 中に 1 つもないことが基準となっています。（検出されないこと）

4.1.2 化学物質に関する水質基準の考え方

毒性等のある全ての物質を検査することは現実的でないため、基準値の 10% を超えて検出された項目、又は超える可能性の高い項目について、当該基準値を水質基準として定めています。

判断基準となる基準値は下記の考え方で設定されています。

① 健康に影響のある項目（毒性等）

50 kg の人が毎日 2 リットルの水を飲み続けた場合でも影響のない値（又は、影響が出始める値の 10%）が 1 日の摂取量の上限とされています。

この上限に対して、水道水以外から摂取することも考慮して、上限の 10%（消毒副生成物の場合は水道水以外からの摂取の可能性が低いいため 20%）が基準値として設定されています。

さらに、発ガン性物質や影響が不確定な物質の場合は、上限自体を低く考えて、最終的にもとの上限の約1%が基準値となるよう設定されています。

② 生活利用上で困る項目（着色等）

色・濁り・においやそのもととなる物質などの、水道水を利用する上で困る項目については、障害を生じる濃度を基に基準値を設定されています。

4.2 浄水の検査

浄水（利用者のみなさまに給水される、原水を処理した後の水）の検査につきましては、水道法施行規則第15条（定期及び臨時の水質検査を規定している厚生労働省令、以下「省令」と略します。）で定めるところにより、下記にて検査を行います。

4.2.1 水質検査項目と頻度

1) 毎日検査項目

給水されている水に異常がないことを確かめるため、1日1回、色、濁り、残留塩素の3項目の検査を行います。

- ・ 色、濁り： 試験管に採水して、目視にて確認します。
- ・ 残留塩素： 試験管に採水後、試薬を入れ、着色度合いにより残留塩素濃度を測定します。（この項目を測ることで消毒が適切に行われているかを確認することが出来ます。）

2) 毎月検査項目

水道水の安全性を確保するためには、安全等に直接関わる項目については、より高い頻度での検査が望ましいところですが、検査頻度が高いほど負担していただく料金への影響も大きくなります。そこで、合理的な検査頻度での検査が必要となります。

長年にわたる全国的な実績から、毎月1回の検査で大きな問題は生じないことが経験則として言われており、省令もこの経験をもとに定められています。また、省令では、塩化物イオン、全有機炭素、pH、味、臭気、色度、濁度の7項目については、自動計測機等で連続的に測定を行う場合は検査頻度を減らせることとなっています。

しかしながら、本町においては規模的にも連続測定を行う設備を持っていないため、検査頻度は減らさず、安全に直接関わる、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、全有機炭素、pH、味、臭気、色度、濁度の9項目については、毎月1回検査を行います。但し、藻類に起因する項目（ジェオスミンと2-メチルイソボルネオール）については、藻類発生が考えられる時期に、必要回数検査を行うこととします。

- ・ いずれの項目も詳細な検査を行うため、検査用の採水容器に採水後、水質検査機関に依頼して検査を行います。
- ・ 毎月検査項目である一般細菌・大腸菌は、病原性微生物の混入を疑わせる指標と考えられている項目です。毎日検査に加え毎月検査を的確に行うことで、水道水を原因とする病気等の感染を確実に防止するとともに、常に安心・安全な水道水の供給が行えるようにしています。

3) 3ヶ月に1回検査する項目

上記1) 2) 以外の項目については、病原性微生物のように短期的に危険に晒される項目ではなく、比較的長期間での摂取等が問題となります。このような項目について、近年の全国的な調査により、年4回（季節変動を考慮）以上の検査を行えば、毎月1回の検査と同等の結果が得られることが明らかになったため、省令に基づき、本町においても原則3ヶ月に1回検査を行います。

但し、消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目以外については、原水に起因する項目なので、水源状況が安定している場合には大きな変動はありません。このため過去のデータで基準値を大きく下回っている場合は、水源状況の安定性を考慮した上で、省令に基づき、下記基準で検査回数を減らして効率的な水質検査を行うことが可能です。

- ・ 過去3年間の検査結果が基準値の10%以下の場合、検査頻度を3年に1回に低減することが可能です。
- ・ 過去3年間の検査結果が基準値の20%以下の場合、検査頻度を1年に1回に低減することが可能です。

具体的には下記の頻度で水質検査を行います。

- ・ 消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目については、人為的要因であること及び、省令の規定により検査頻度は減らさず3ヶ月に1回とします。

- ・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、省令の規定では検査頻度を減らすことが出来ますが、肥料や生活排水、工場排水の影響を受けやすいため、3ヶ月に1回検査を行います。

4) 「鉛及びその化合物」に係る検査項目

採取方法については、毎分5リットルの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち、先と同じ流量（毎分約5リットル）で流しながら開栓直後から5リットルを採取し、均一に混合してから必要量の検査用試料を採水容器に分取する方法を採用することにより、より精密な水質検査結果を可能にします。

- ・ その他の項目については、水源状況の安定性を考慮した上で、省令の基準に基づき検査回数を減らして効率的な水質検査を行います。

平成15年に改正された省令では、上記3)の項目のほとんどについて、過去の検査結果が基準値の50%を一度も超えたことがない場合は、水源の状況に応じて検査を省略することが出来ます。しかし本町では、水道水の安全性をより確実にするため、検査の回数を減らせる対象項目や省略可能な対象項目についても年1回検査を実施します。

《検査内容》

- ※ 各浄水施設の検査項目と検査頻度については、別表1(P-21～)を参照。
- ※ 基準項目番号44の非イオン界面活性剤の項目につきましては、過去の検査結果が基準値の50%を一度も超えたことがなく、水源付近等に汚染源が確認できないことより、平成29年度から省略対象項目としましたが、年1回の51項目の検査にて、水質の安全確認を行います。

4.2.2 採水場所

- ・ 給水栓水（蛇口の水）を検査する地点とします。
- ・ 水源系統ごとの末端の蛇口の水を採水場所と設定し、各検査項目で異なった給水栓が選択されないように注意します。
- ・ 採水地点は、次頁の表4.2及び別添資料のとおりです。

表4.2 採水地点一覧

施設名	浄水	原水	
	採水地点	採水地点	所在地
南種子町上水道 (中央・下中)	下中分団消防詰所	八久保水源地 小比良水源地 摺久保水源地 第5水源地	中之上西大宇都 1279 中之上 小比良 1592-1 中之上 摺久保 1824 中之上長谷ノ口 1729-2
南種子町上水道 (中央・平野)	西之分団消防詰所		
南種子町上水道 (中央・上里)	上里集落公民館		
南種子町上水道 (中央・野大野)	キャトルセンター		
南種子町上水道 (摺久保・長谷)	長谷分団消防詰所	摺久保水源地	中之上 摺久保 1824
南種子町上水道 (摺久保・平山)	浜田海水浴場		
南種子町上水道 (西部・立石)	西海分団消防詰所	西部水源地	西之 木原田 4941
南種子町上水道 (西部・本村)	本村集落公民館		
南種子町上水道 (西部・砂坂)	砂坂集落公民館		
南種子町上水道 (西部・野尻)	野尻集落公民館		
南種子町上水道 (西部・小田)	小田集落公民館		
南種子町上水道 (西部・下西目)	個人宅		
南種子町上水道 (島間)	小平山集落公民館	島間水源地	島間 小田尾 3199-2

4.3 原水の検査と水質管理目標設定項目の検査

原水（水源からの直接取った、消毒等の処理をする前の水）の検査については、水源状況を把握する上で、定期的な検査によって変動傾向を監視するため、下記にて検査を行います。

4.3.1 原水の水質検査項目と頻度

原水については、消毒処理による副生成物及び味を除く39項目を年1回検査します。（具体的な項目は、**水質基準項目と検査頻度及び省略の基準表（P-20）**を参照して下さい。）

また、原水の水質検査については、水道水質管理の上で最も重要な情報の一つでもあることから、厚生労働省健康局水道課長通知（健水発第1010001号）に基づき、経年変化を把握するため年1回行います。

また、クリプトスポリジウム等、耐塩素性病原微生物の検査とその指標となる指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の検査を「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水の種別や過去の指標菌検出状況から、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれを判定します。

判定基準及び検査頻度については下表のとおりです。

表4.3-1 判断基準

リスクレベル		汚染のおそれの判断		
		原水の種別	指標菌検出状況	
			検出	未検出
レベル1	汚染の可能性が低い	地表水が混入していない被圧地下水のみの水		○
レベル2	当面汚染の可能性が低い	地表水が混入していない被圧地下水以外の水		○
レベル3	汚染のおそれがある	地表水以外の水	○	
レベル4	汚染のおそれが高い	地表水	○	

地 表 水：河川表流水、ダム水、湖沼水等の、地表面に存在する陸水。

被圧地下水：粘土層等の不透性の地層に挟まれた帯水層内に存在し、被圧されている地下水。

表4.3-2 検査頻度

リスクレベル	検査頻度	
	指標菌検査	クリプトスポリジウム等検査
レベル1	3年に1回、井戸内部の状況点検	
レベル2	3ヶ月に1回以上	—
レベル3	毎月1回以上	3ヶ月に1回以上
レベル4	毎月1回以上	3ヶ月に1回以上

原水ごとにレベル1（汚染の可能性が低い）からレベル4（汚染のおそれが高い）まで分類し、それぞれのレベルに合わせた項目・頻度で検査を行います。しかし、レベル1の場合、水道水の安全性をより確実にするために、指標菌検査を3ヶ月に1回（レベル2相当）実施します。（各原水の検査頻度につきましては、別表2を参照してください。）

4.3.2 採水場所

各水源地を検査地点とし、各水源地の採水口を採水場所と設定します。（採水地点は前出の表4.2 採水地点一覧を参照して下さい）

4.3.3 水質管理目標設定項目の検査

水質管理目標設定項目の検査については、将来にわたり水道水の安全の確保等を万全に期する見地から、必要に応じて検査を行うことを検討します。また、農薬類については、引き続き地域での使用状況を調査して浄水で検出される可能性の高い項目を適切に選定することとします。

5. 試料（検体）の採取及び運搬方法

- ・定期的な水質検査を実施する際は、検査日程、検査地点、採取方法を遵守し、検査に必要な専用容器を使用します。
- ・運搬の際は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施します。
- ・検査機関への試料の受け渡しは、最初の試料採水後、告示法で定められている検査項目が実施可能な対応を行います。

6. 臨時の水質検査

給水栓水（蛇口から出る水）で水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。以下がその要件です。

（※ 継続的に水質を評価する観点から、定期検査と臨時検査の委託先は同一の水質検査機関とします。）

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水地域及びその周辺において、消化器系感染症が流行したとき
- ④ 浄水過程に異常が起こったとき
- ⑤ 送水管等の工事その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき
- ⑥ 原因不明の色、濁り、pH値の異常、臭いなど水質に変化があるとき
- ⑦ 浄水施設等の新設後の通水開始前
- ⑧ その他、特に必要があると認められたとき

また、蛇口での赤水、異臭味など利用者から苦情、水質相談があったときも必要に応じた水質検査を行います。

7. 検査方法（委託内容）

毎日検査以外の検査については水質検査機関に委託して行います。

水質検査機関に委託する際には検査について下記要件を確認することとします。

- ・ 厚生労働大臣の登録を受けた者であること。（水道法第20条第3項）
- ・ 水質検査結果を評価し、当町の水道に対して助言等を行う見識を有する機関であること。（水道技術管理者等が配置されていること）
- ・ 信頼性保証システム（第三者機関の監査を含むシステム）としてISO 9001等の認証を取得していること。また、認証内容は、水質検査業務及び水質検査に係る事務業務が含まれていること。

- ・ 検査方法において下記が遵守されていること。
 - ① 水質検査全般の検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)によること。
 - ② 遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法については、水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示第318号)によること。
 - ③ その他の検査を行う場合は、上水試験方法(日本水道協会)等によること。

8. 検査結果の評価

各家庭へ給水されている水道水(浄水)は、水道法に基づいた検査をもとに検査が行われています。また、これらの項目には、それぞれ安全と認められる水質基準が定められております。水質検査の結果、もし基準を超える項目があった場合には、直ちに原因究明に努め、安全性を確保するために必要な措置を講じます。さらに、検査結果に異常があった場合には、直ちに再検査を行うこととします。

8.1 病原性微生物に関する項目の評価

基準検査項目のうち、一般細菌及び大腸菌の項目については、直接的に病原性微生物による汚染の可能性を示すものなので、基準を超えている場合には、直ちに水質異常時として取り扱い、詳細確認の後、関係各所との連携にて給水停止等の所定の処置を講じます。また、塩化物イオンなどの毎月検査を行う残り7項目についても、病原性微生物との関連が深い指標であるため、検査結果が大きく変動した場合には、水質汚染の可能性を検討します。

8.2 毒物に関する項目の評価

水銀とシアンについては、安全性を考慮して、検出された量が微量で、仮に長期にわたり摂取したとしても健康に影響しない値が基準値とされていますが、基準値を超過した場合には、詳細確認の後、関係各所との連携にて所定の処置を講じます。

8.3 健康に関する項目の評価

健康に関する項目（カドミウム、ヒ素、鉛など）については、長期的な影響を考慮して基準設定がなされています。しかし、明らかに基準値以上であった場合は、直ちに原因究明を行うとともに、低減化対策を講じます。基準値超過が継続するようである場合は、水質異常とみなして、関係各所との連携にて所定の処置を講じます。

8.4 水の性状に関する項目の評価

性状に関する項目（亜鉛、マンガン、アルミニウム、ナトリウム、鉄など）については、洗濯物への着色等、利用者の生活への障害をおこす可能性があるため、基準値以上であった場合は、水質異常とみなして関係各所との連携にて緊急対策等の所定の処置を講じます。

8.5 水質異常時の対応

水質に異常等が認められた場合には、検査機関と協議の上、必要と思われる項目について至急検査を行うこととします。また、給水区域内の自治会長等へ連絡するなど、状況の連絡周知に努めます。検査結果の内容により必要に応じて、関係各所との連携にて給水停止等の所定の処置を講じます。

9. 検査計画の見直し

水質検査の実施については、検査計画に従って行いますが、以下の場合は検査の計画を見直すものとします。

- ① 水源の変更（新規、増設等）を行った場合。（過去データによる検討が不可能になるため。）
- ② 処理方法について、追加又は削除等の変更（ろ過方法の導入や変更等）が生じた場合。（過去データによる検討が不可能になるため。）
- ③ 水源周辺に異常が確認された場合。（水源水質の安全が確認できる計画に変更）
- ④ その他検査計画の変更が必要と認めた場合。

10. 検査の精度と信頼性保証

本町においては水質検査設備を保有していないため、毎日検査等の簡易な検査以外の水質検査は、毎年、水質検査機関に委託しています。

このため、水道法施行規則の改正に伴い委託水質検査機関に対して、水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び厚生労働省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証（水道 GLP、ISO9001 等）取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入検査、実施の水質検査機関における水質検査業務の確認に関する調査（日常業務確認調査）を実施し、技術能力の把握を行います。

具体的には、以下の要件を満たしていることを条件としています。

10.1 検査の精度

水質を管理するために行っている検査結果は、正確なデータでなければなりません。検査の精度（正確さ）を確保することが、重要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ・検査が可能な検査施設を有していること。
- ・知識経験を有する者が検査を担当し、その人数が5人以上であること。
- ・厚生労働省の実施する外部精度管理の結果が継続的に良好であること。

10.2 信頼性保証

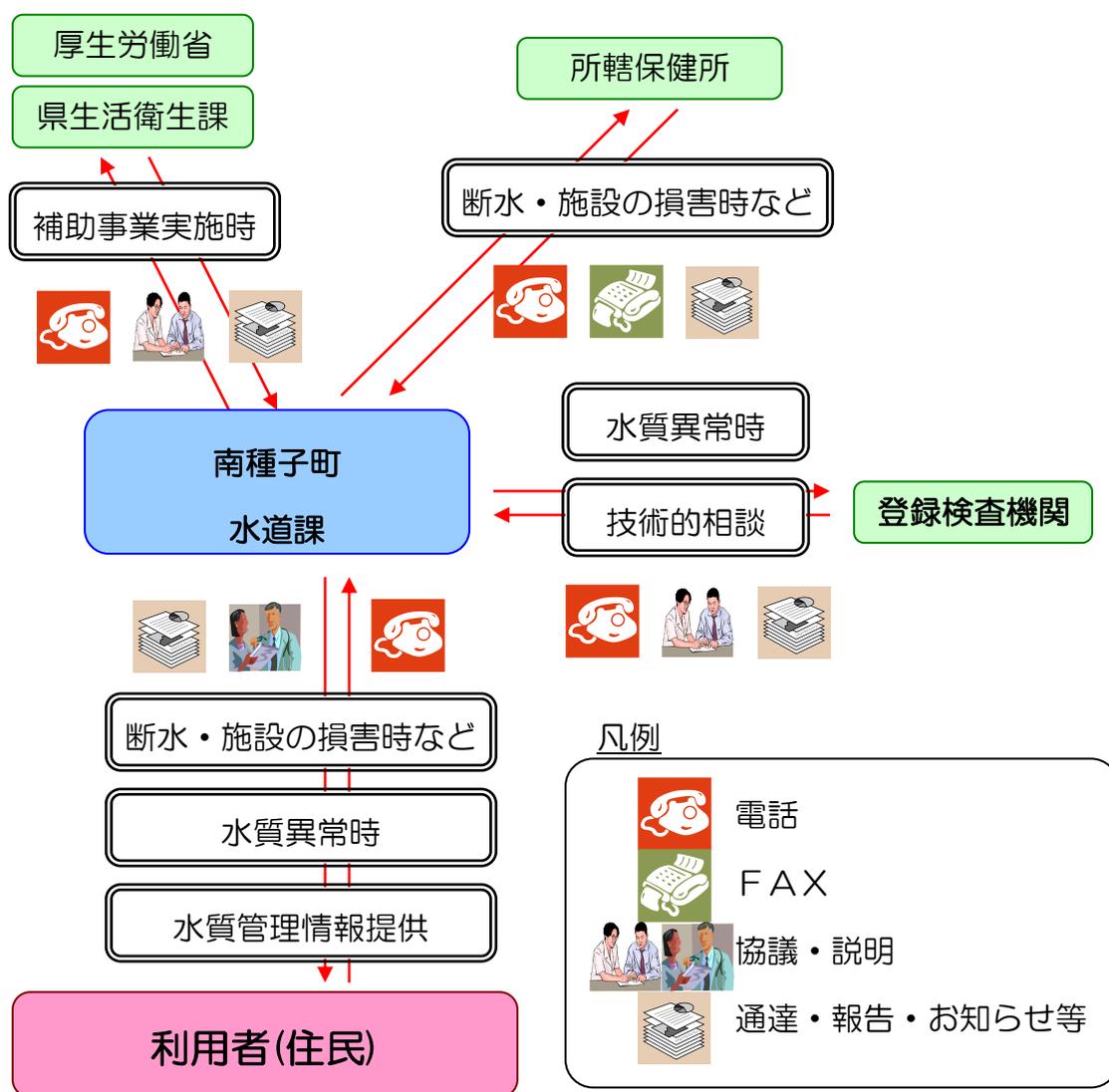
検査の工程だけではなく、結果の改ざんは言うまでもなく、検体や検査結果の取り違い等、検査以外での工程（事務業務及び連絡業務等）についても信頼性の保証が必要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ① 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。（水質検査部門管理者）
- ② 専ら水質検査業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれ、専任の管理者が置かれていること。（信頼性確保部門管理者）
- ③ 信頼性保証システム（第三者機関の監査を含むシステム）として、ISO9001の認証を取得していること。
- ④ ISO9001の認証の内容は、水質検査業務及び水質検査業務に係る事務業務等が含まれていること。

1 1. 関係者との連携（緊急時を含む）

利用者（住民等）からの問合せ、自然災害または水源での事故及び水質に異常が認められる、緊急時に各水道関係機関との連絡等が必要になった場合に、連絡を迅速かつ正確に行うために、事態の状況判断や対応内容の役割を明確にすることを目的としたものです。

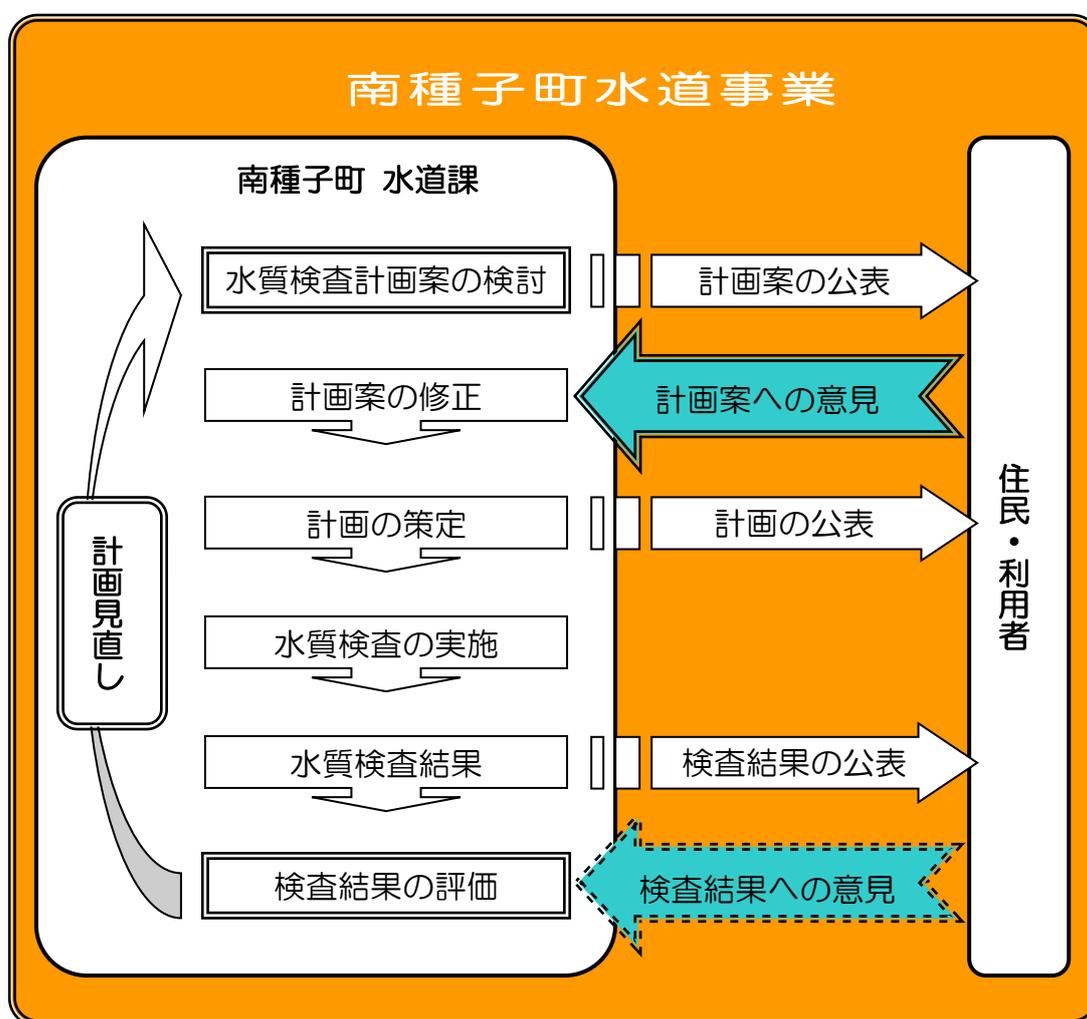
関係者との連携については、下図に示す内容・方法で行います。



1 2. 水質検査計画および検査結果の公表方法

安全でおいしい水を提供するために、南種子町では水質検査計画と検査結果を町役場窓口に備えるなどして、住民のみなさまにお知らせいたします。また、これらの事項につきまして、住民のみなさまからご意見をいただくことで、より各地域の水道にあった水質検査計画にすることが出来ると考えています。

次の世代にも安心・安全な水道を残していくために、みなさまのご協力をお願いいたします。



【お問い合わせ先】

南種子町 水道課 施設係・管理係

〒891-3792 熊毛郡南種子町中之上2793-1

TEL 0997 - 26 - 1111

13. データ

水質基準項目と検査頻度及び省略の基準表

番号	省令 番号	項目	基準値	検査 回数	検査回数の減	省略の可否	原水 39項目		
1	01	一般細菌	100/mL	毎月	省略不可	—	●		
2	02	大腸菌	検出されないこと				—	—	●
3	38	塩化物イオン	200mg/L				—	—	●
4	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L				—	—	●
5	47	pH値	5.8~8.6				—	—	●
6	48	味	異常でないこと				—	—	—
7	49	臭気	異常でないこと				—	—	●
8	50	色度	5度				—	—	●
9	51	濁度	2度				—	—	●
10	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L				年4回	省略不可	—
11	21	塩素酸	0.6mg/L	—	—	—			
12	22	クロロ酢酸	0.02mg/L	—	—	—			
13	23	クロロホルム	0.06mg/L	—	—	—			
14	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L	—	—	—			
15	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L	—	—	—			
16	27	総トリハロメタン	0.1mg/L	—	—	—			
17	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L	—	—	—			
18	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L	—	—	—			
19	30	ブロモホルム	0.09mg/L	—	—	—			
20	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L	—	—	—	—		
21	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L	年4回	「臭素酸」については、“検査回数の減”不可項目	—	●		
22	09	亜硝酸態窒素	0.04mg/L				●		
23	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L				●		
24	26	臭素酸	0.01mg/L				—		
25	03	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L				●		
26	04	水銀及びその化合物	0.0005mg/L				●		
27	05	セレン及びその化合物	0.01mg/L				●		
28	07	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L				●		
29	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L				●		
30	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L				●		
31	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L				●		
32	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L				●		
33	40	蒸発残留物	500mg/L				●		
34	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L				●		
35	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L				●		
36	45	フェノール類	0.005mg/L				●		
37	06	鉛及びその化合物	0.01mg/L				●		
38	08	六価クロム化合物	0.02mg/L				●		
39	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L				●		
40	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L				●		
41	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L				●		
42	35	銅及びその化合物	1.0mg/L				●		
43	14	四塩化炭素	0.002mg/L				●		
44	15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L				●		
45	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L				●		
46	17	ジクロロメタン	0.02mg/L				●		
47	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L				●		
48	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L				●		
49	20	ベンゼン	0.01mg/L				●		
50	42	ジェオスミン	0.00001mg/L				月1回	藻類の発生が少ないことが明らかかな期間を除く	—
51	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L	●					

別表 1

検査項目及び検査頻度 (浄水)

(令和 6 年度)

(令和 3 年 1 月～令和 5 年 12 月の結果にて作成)

水質検査表

令和6年度水質検査計画

水道施設名

下中分団消防団所

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	強度減基準		2021/01/01~ 3年間の最大値		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	22
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物				○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物				○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物				○											0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸塩窒素				○											0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○				○					○		0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸塩窒素及び亜硝酸塩窒素	○			○				○					○		10	2.0	1.0	2.2
12	フッ素及びその化合物				○											0.8	0.16	0.08	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物				○											1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素				○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン				○											0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	1,2-ジ(2-メチルプロピル)及び1,2-ジ(2-メチルブチル)				○											0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン				○											0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	ベンゼン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
21	塩素酸	○			○				○					○		0.6	-	-	0.07
22	クロロ酢酸	○			○				○					○		0.02	-	-	0.002未満
23	クロロホルム	○			○				○					○		0.06	-	-	0.001未満
24	ジクロロ酢酸	○			○				○					○		0.03	-	-	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン	○			○				○					○		0.1	-	-	0.007
26	臭素酸	○			○				○					○		0.01	-	-	0.001未満
27	総トリハロメタン	○			○				○					○		0.1	-	-	0.019
28	トリクロロ酢酸	○			○				○					○		0.03	-	-	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン	○			○				○					○		0.03	-	-	0.002
30	ブロモホルム	○			○				○					○		0.09	-	-	0.012
31	ホルムアルデヒド	○			○				○					○		0.08	-	-	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物				○											1.0	0.20	0.10	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物				○											0.2	0.04	0.02	0.02未満
34	鉄及びその化合物				○											0.3	0.06	0.03	0.03未満
35	銅及びその化合物				○											1.0	0.20	0.10	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物				○											200	40.0	20.0	15.2
37	マンガン及びその化合物				○											0.05	0.010	0.005	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	19.8
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○											300	60	30	41
40	蒸発残留物	○							○					○		500	100	50	115
41	陰イオン界面活性剤				○											0.2	0.04	0.02	0.02未満
42	ジエオスミン				○	○	○	○								0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール				○	○	○	○								0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤				○											0.02	0.004	0.002	0.005未満
45	フェノール類				○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.7
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満
		23	9	11	51	11	11	23	9	9	23	9	9		項目数				

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.46 [mg/L]」、「No.50~No.51 [度]」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし]」

水質検査表

令和6年度水質検査計画

水道施設名

西之分団消防団所

No	項目	令和6年度検査年度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～ 3年間の最大値		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	8
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物				○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物				○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物				○											0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸塩窒素				○											0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○				○					○		0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸塩窒素及び亜硝酸塩窒素	○			○				○					○		10	2.0	1.0	2.2
12	フッ素及びその化合物				○											0.8	0.16	0.08	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物				○											1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素				○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン				○											0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	2,2'-ビス(4-tert-ブチルフェニル)プロパン及び1,1'-ビス(4-tert-ブチルフェニル)エタン				○											0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン				○											0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	ベンゼン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
21	塩素酸	○			○				○					○		0.6	-	-	0.06未満
22	クロロ酢酸	○			○				○					○		0.02	-	-	0.002未満
23	クロロホルム	○			○				○					○		0.06	-	-	0.001未満
24	ジクロロ酢酸	○			○				○					○		0.03	-	-	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン	○			○				○					○		0.1	-	-	0.008
26	臭素酸	○			○				○					○		0.01	-	-	0.001未満
27	トリハロメタン	○			○				○					○		0.1	-	-	0.019
28	トリクロロ酢酸	○			○				○					○		0.03	-	-	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン	○			○				○					○		0.03	-	-	0.002
30	ブロモホルム	○			○				○					○		0.09	-	-	0.011
31	ホルムアルデヒド	○			○				○					○		0.08	-	-	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物				○											1.0	0.20	0.10	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物				○											0.2	0.04	0.02	0.02未満
34	鉄及びその化合物				○											0.3	0.06	0.03	0.03未満
35	銅及びその化合物				○											1.0	0.20	0.10	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物				○											200	40.0	20.0	16.1
37	マンガン及びその化合物				○											0.05	0.010	0.005	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	19.9
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○											300	60	30	44
40	菌数残留物	○			○				○					○		500	100	50	137
41	陽イオン界面活性剤				○											0.2	0.04	0.02	0.02未満
42	ジェオスミン				○	○	○	○								0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール				○	○	○	○								0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤				○											0.02	0.004	0.002	0.005未満
45	フェノール類				○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.7
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満
		23	9	11	51	11	11	23	9	9	23	9	9		項目数				

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/nL]」、「No.3~No.46 [mg/L]」、「No.50~No.51 [度]」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし]」

水質検査表

令和6年度水質検査計画

水道施設名

キャトルセンター

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～ 3年間の最大値	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	28
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物				○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物				○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物				○										0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸態窒素				○										0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○				○				○		10	2.0	1.0	2.2
12	フッ素及びその化合物				○										0.8	0.16	0.08	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物				○										1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素				○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン				○										0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	2,2',4,4'-ジ(2,2,6,6-テトラフルオロ)プロパン				○										0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン				○										0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	ベンゼン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
21	塩素酸	○			○				○				○		0.6	-	-	0.06未満
22	クロロ酢酸	○			○				○				○		0.02	-	-	0.002未満
23	クロロホルム	○			○				○				○		0.06	-	-	0.001未満
24	ジクロロ酢酸	○			○				○				○		0.03	-	-	0.003未満
25	ジブromクロロメタン	○			○				○				○		0.1	-	-	0.006
26	臭素酸	○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満
27	総トリハロメタン	○			○				○				○		0.1	-	-	0.019
28	トリクロロ酢酸	○			○				○				○		0.03	-	-	0.003未満
29	ブromジクロロメタン	○			○				○				○		0.03	-	-	0.002
30	ブromホルム	○			○				○				○		0.09	-	-	0.011
31	ホルムアルデヒド	○			○				○				○		0.08	-	-	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物				○										1.0	0.20	0.10	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物				○										0.2	0.04	0.02	0.02未満
34	鉄及びその化合物				○										0.3	0.06	0.03	0.03未満
35	銅及びその化合物				○										1.0	0.20	0.10	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物				○										200	40.0	20.0	16.2
37	マンガン及びその化合物				○										0.05	0.010	0.005	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	19.9
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○										300	60	30	44
40	薬液残留物	○			○				○				○		500	100	50	122
41	陽イオン界面活性剤				○										0.2	0.04	0.02	0.02未満
42	ジェオスミン			○	○	○	○								0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○								0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤				○										0.02	0.004	0.002	0.005未満
45	フェノール類				○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.6
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満
		23	9	11	51	11	11	23	9	9	23	9	9		項目数			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.46 [mg/L]」、「No.50~No.51 [度]」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし]」

水質検査表

令和6年度水質検査計画

水道施設名

長谷分団消防団所

No	項目	令和6年度検査年度												基準値	頻度基準		2021/01/01～ 3年間の最大値		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物				○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物				○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物				○											0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸態窒素				○											0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○				○					○		0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○				○					○		10	2.0	1.0	2.3
12	フッ素及びその化合物				○											0.8	0.16	0.08	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物				○											1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素				○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン				○											0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	3,3'-1,2-ジ(4002F)及び3,3'-1,2-ジ(4002F)2				○											0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン				○											0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	ベンゼン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
21	塩素酸	○			○				○					○		0.6	-	-	0.06未満
22	クロロ酢酸	○			○				○					○		0.02	-	-	0.002未満
23	クロロホルム	○			○				○					○		0.06	-	-	0.001未満
24	ジクロロ酢酸	○			○				○					○		0.03	-	-	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン	○			○				○					○		0.1	-	-	0.001未満
26	臭素酸	○			○				○					○		0.01	-	-	0.001未満
27	総トリハロメタン	○			○				○					○		0.1	-	-	0.001未満
28	トリクロロ酢酸	○			○				○					○		0.03	-	-	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン	○			○				○					○		0.03	-	-	0.001未満
30	ブロモホルム	○			○				○					○		0.09	-	-	0.001未満
31	ホルムアルデヒド	○			○				○					○		0.08	-	-	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物				○											1.0	0.20	0.10	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物				○											0.2	0.04	0.02	0.02未満
34	鉄及びその化合物				○											0.3	0.06	0.03	0.03未満
35	銅及びその化合物				○											1.0	0.20	0.10	0.01
36	ナトリウム及びその化合物				○											200	40.0	20.0	14.7
37	マンガン及びその化合物				○											0.05	0.010	0.005	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	19.0
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○											300	60	30	37
40	菌叢残留物	○			○				○					○		500	100	50	123
41	陰イオン界面活性剤				○											0.2	0.04	0.02	0.02未満
42	ジェオスミン			○	○	○	○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤				○											0.02	0.004	0.002	0.005未満
45	フェノール類				○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.0
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満
		23	9	11	51	11	11	11	23	9	9	23	9	9		項目数			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.46 [mg/L]」、「No.50~No.51 [度]」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし]」

水質検査表

令和6年度水質検査計画

水道施設名

西海分団消防団所

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～ 3年間の最大値		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		①: 1/5	②: 1/10			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物				○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物				○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物				○											0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸塩窒素				○											0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○				○				○			0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸塩窒素及び亜硝酸塩窒素	○			○				○				○			10	2.0	1.0	2.2
12	フッ素及びその化合物				○									○		0.8	0.16	0.08	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物				○											1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素				○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン				○											0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	2,2'-ビス(4-tert-ブチルフェニル)プロパン及びその誘導体				○											0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン				○											0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	ベンゼン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
21	塩素酸	○			○				○				○			0.6	-	-	0.08
22	クロロ酢酸	○			○				○				○			0.02	-	-	0.002未満
23	クロロホルム	○			○				○				○			0.06	-	-	0.001未満
24	ジクロロ酢酸	○			○				○				○			0.03	-	-	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン	○			○				○				○			0.1	-	-	0.002
26	臭素酸	○			○				○				○			0.01	-	-	0.003
27	総トリハロメタン	○			○				○				○			0.1	-	-	0.007
28	トリクロロ酢酸	○			○				○				○			0.03	-	-	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン	○			○				○				○			0.03	-	-	0.001未満
30	ブロモホルム	○			○				○				○			0.09	-	-	0.005
31	ホルムアルデヒド	○			○				○				○			0.08	-	-	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物				○											1.0	0.20	0.10	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物				○											0.2	0.04	0.02	0.02未満
34	鉄及びその化合物				○											0.3	0.06	0.03	0.03未満
35	銅及びその化合物				○											1.0	0.20	0.10	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物				○											200	40.0	20.0	34.7
37	マンガン及びその化合物				○											0.05	0.010	0.005	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	39.9
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○				○				○			300	60	30	107
40	菌叢残留物	○			○				○				○			500	100	50	253
41	陰イオン界面活性剤				○											0.2	0.04	0.02	0.02未満
42	ジェオスミン				○		○	○								0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール				○		○	○								0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤				○											0.02	0.004	0.002	0.005未満
45	フェノール類				○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.6
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満
		24	9	11	51	11	11	24	9	9	24	9	9	項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.46 [mg/L]」、「No.50~No.51 [度]」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし]」

水質検査表

令和6年度水質検査計画

水道施設名

本村集落公民館

No	項目	令和6年度検査年度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～ 3年間の最大値	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	4
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物				○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物				○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物				○										0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸塩窒素				○										0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸塩窒素及び亜硝酸塩窒素	○			○				○				○		10	2.0	1.0	2.2
12	フッ素及びその化合物				○										0.8	0.16	0.08	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物				○										1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素				○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン				○										0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	3,3'-ジ(2-ジ(2,2,2-トリフルオロエチル)エチル)ジフェニルメタン				○										0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン				○										0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	ベンゼン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
21	塩素酸	○			○				○				○		0.6	-	-	0.08
22	クロロ酢酸	○			○				○				○		0.02	-	-	0.002未満
23	クロロホルム	○			○				○				○		0.06	-	-	0.001未満
24	ジクロロ酢酸	○			○				○				○		0.03	-	-	0.003未満
25	ジブromクロロメタン	○			○				○				○		0.1	-	-	0.002
26	臭素酸	○			○				○				○		0.01	-	-	0.001
27	トリハロメタン	○			○				○				○		0.1	-	-	0.008
28	トリクロロ酢酸	○			○				○				○		0.03	-	-	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン	○			○				○				○		0.03	-	-	0.001未満
30	ブロモホルム	○			○				○				○		0.09	-	-	0.006
31	ホルムアルデヒド	○			○				○				○		0.08	-	-	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物				○										1.0	0.20	0.10	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物				○				○				○		0.2	0.04	0.02	0.02未満
34	鉄及びその化合物				○										0.3	0.06	0.03	0.03未満
35	銅及びその化合物				○										1.0	0.20	0.10	0.01
36	ナトリウム及びその化合物				○										200	40.0	20.0	33.8
37	マンガン及びその化合物				○										0.05	0.010	0.005	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	39.8
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○				○				○		300	60	30	108
40	亜硝酸塩窒素	○			○				○				○		500	100	50	236
41	陰イオン界面活性剤				○										0.2	0.04	0.02	0.02未満
42	ジェオスミン				○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール				○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤				○										0.02	0.004	0.002	0.005未満
45	フェノール類				○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.9
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満
		項目数																
		24	9	11	51	11	11	24	9	9	24	9	9					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.46 [mg/L]」、「No.50~No.51 [度]」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし]」

水質検査表

令和6年度水質検査計画

水道施設名

砂坂集落公民館

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度測定		2021/01/01~ 3年間の最大値		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	36
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物				○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物				○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物				○											0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸態窒素				○											0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○				○					○		0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○				○					○		10	2.0	1.0	2.2
12	フッ素及びその化合物				○									○		0.8	0.16	0.08	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物				○											1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素				○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン				○											0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン				○											0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン				○											0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	ベンゼン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
21	塩素酸	○							○					○		0.6	-	-	0.08
22	クロロ酢酸	○							○					○		0.02	-	-	0.002未満
23	クロロホルム	○							○					○		0.06	-	-	0.001未満
24	ジクロロ酢酸	○							○					○		0.03	-	-	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン	○							○					○		0.1	-	-	0.002
26	臭素酸	○							○					○		0.01	-	-	0.001
27	総トリハロメタン	○							○					○		0.1	-	-	0.005
28	トリクロロ酢酸	○							○					○		0.03	-	-	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン	○							○					○		0.03	-	-	0.001未満
30	ブロモホルム	○							○					○		0.09	-	-	0.003
31	ホルムアルデヒド	○							○					○		0.08	-	-	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物				○											1.0	0.20	0.10	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物				○									○		0.2	0.04	0.02	0.02未満
34	鉄及びその化合物				○											0.3	0.06	0.03	0.03未満
35	銅及びその化合物				○											1.0	0.20	0.10	0.01
36	ナトリウム及びその化合物				○											200	40.0	20.0	34.7
37	マンガン及びその化合物				○											0.05	0.010	0.005	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	39.9
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○				○					○		300	60	30	109
40	菌叢残留物	○			○				○					○		500	100	50	261
41	陰イオン界面活性剤				○											0.2	0.04	0.02	0.02未満
42	ジェオスミン			○	○	○	○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤				○											0.02	0.004	0.002	0.005未満
45	フェノール類				○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.7
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.6
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満
		24	9	11	51	11	11	24	9	9	24	9	9		項目数				

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.46 [mg/L]」、「No.50~No.51 [度]」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし]」

水質検査表

令和6年度水質検査計画

水道施設名

野尻集落公民館

No	項目	令和6年度検査年度												基準値	年度別基準		2021/01/01～ 3年間の最大値	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	6
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物				○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物				○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物				○										0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸態窒素				○										0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○				○			0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○			○				○			10	2.0	1.0	2.2
12	フッ素及びその化合物				○										0.8	0.16	0.08	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物				○										1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素				○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン				○										0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	2,2',4,4'-ジクロロジフルオロエタン及び1,1,2,2'-ジクロロジフルオロエタン				○										0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン				○										0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	ベンゼン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
21	塩素酸	○			○			○				○			0.6	-	-	0.07
22	クロロ酢酸	○			○			○				○			0.02	-	-	0.002未満
23	クロロホルム	○			○			○				○			0.06	-	-	0.001未満
24	ジクロロ酢酸	○			○			○				○			0.03	-	-	0.003未満
25	ジブromクロロメタン	○			○			○				○			0.1	-	-	0.002
26	臭素酸	○			○			○				○			0.01	-	-	0.001未満
27	総トリハロメタン	○			○			○				○			0.1	-	-	0.005
28	トリクロロ酢酸	○			○			○				○			0.03	-	-	0.003未満
29	ブromジクロロメタン	○			○			○				○			0.03	-	-	0.001未満
30	ブromホルム	○			○			○				○			0.09	-	-	0.003
31	ホルムアルデヒド	○			○			○				○			0.08	-	-	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物				○										1.0	0.20	0.10	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物				○										0.2	0.04	0.02	0.02未満
34	鉄及びその化合物				○										0.3	0.06	0.03	0.03未満
35	銅及びその化合物				○										1.0	0.20	0.10	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物				○										200	40.0	20.0	34.7
37	マンガン及びその化合物				○										0.05	0.010	0.005	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	39.6
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○			○				○			300	60	30	109
40	薬剤残留物	○			○			○				○			500	100	50	250
41	陰イオン界面活性剤				○										0.2	0.04	0.02	0.02未満
42	ジェオスミン			○	○	○	○								0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○								0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤				○										0.02	0.004	0.002	0.005未満
45	フェノール類				○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.8
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満
		24	9	11	51	11	11	24	9	9	24	9	9		項目数			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/nL]」、「No.3~No.46 [mg/L]」、「No.50~No.51 [度]」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし]」

水質検査表

令和6年度水質検査計画

水道施設名

個人宅

No	項目	令和6年度検査年度												基準値	検定基準		2021/01/01～ 3年間の最大値		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	31
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物				○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物				○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物				○											0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸塩窒素				○											0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○				○				○			0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸塩窒素及び亜硝酸塩窒素	○			○				○				○			10	2.0	1.0	2.2
12	フッ素及びその化合物				○											0.8	0.16	0.08	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物				○											1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素				○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン				○											0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	is-1,2-ジクロロエチレン及びtrans-1,2-ジクロロエチレン				○											0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン				○											0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	ベンゼン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
21	塩素酸	○			○				○				○			0.6	-	-	0.08
22	クロロ酢酸	○			○				○				○			0.02	-	-	0.002未満
23	クロロホルム	○			○				○				○			0.06	-	-	0.001未満
24	ジクロロ酢酸	○			○				○				○			0.03	-	-	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン	○			○				○				○			0.1	-	-	0.002
26	臭素酸	○			○				○				○			0.01	-	-	0.001
27	総トリハロメタン	○			○				○				○			0.1	-	-	0.007
28	トリクロロ酢酸	○			○				○				○			0.03	-	-	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン	○			○				○				○			0.03	-	-	0.001未満
30	ブロモホルム	○			○				○				○			0.09	-	-	0.005
31	ホルムアルデヒド	○			○				○				○			0.08	-	-	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物				○											1.0	0.20	0.10	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物				○											0.2	0.04	0.02	0.02未満
34	鉄及びその化合物				○											0.3	0.06	0.03	0.03未満
35	銅及びその化合物				○											1.0	0.20	0.10	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物				○											200	40.0	20.0	34.3
37	マンガン及びその化合物				○											0.05	0.010	0.005	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	39.6
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○				○				○			300	60	30	109
40	亜鉛残留物	○			○				○				○			500	100	50	235
41	陰イオン界面活性剤				○											0.2	0.04	0.02	0.02未満
42	ジエオスミン			○	○	○	○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤				○											0.02	0.004	0.002	0.005未満
45	フェノール類				○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.8
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満
		24	9	11	51	11	11	24	9	9	24	9	9		項目数				

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/nL]」、「No.3~No.46 [mg/L]」、「No.50~No.51 [度]」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし]」

水質検査表

令和6年度水質検査計画

水道施設名

小平山集落公民館

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度別基準		2021/01/01~ 3年間の最大値		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物				○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物				○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物				○											0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸態窒素				○											0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○				○				○			0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○				○				○			10	2.0	1.0	1.9
12	フッ素及びその化合物				○											0.8	0.16	0.08	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物				○											1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素				○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン				○											0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	2,2'-ビス(4-ジブチルフェニル)プロパン及び2,2'-bis(4-tert-butylphenyl)propane				○											0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン				○											0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	ベンゼン				○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
21	塩素酸	○			○				○				○			0.6	-	-	0.19
22	クロロ酢酸	○			○				○				○			0.02	-	-	0.002未満
23	クロロホルム	○			○				○				○			0.06	-	-	0.003
24	ジクロロ酢酸	○			○				○				○			0.03	-	-	0.004
25	ジブロモクロロメタン	○			○				○				○			0.1	-	-	0.014
26	臭素酸	○			○				○				○			0.01	-	-	0.001未満
27	総トリハロメタン	○			○				○				○			0.1	-	-	0.029
28	トリクロロ酢酸	○			○				○				○			0.03	-	-	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン	○			○				○				○			0.03	-	-	0.007
30	ブロモホルム	○			○				○				○			0.09	-	-	0.009
31	ホルムアルデヒド	○			○				○				○			0.08	-	-	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物				○											1.0	0.20	0.10	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物				○											0.2	0.04	0.02	0.02未満
34	鉄及びその化合物				○											0.3	0.06	0.03	0.03未満
35	銅及びその化合物				○											1.0	0.20	0.10	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物				○											200	40.0	20.0	14.4
37	マンガン及びその化合物				○											0.05	0.010	0.005	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	23.2
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○											300	60	30	43
40	菌叢残留物	○			○				○				○			500	100	50	112
41	陰イオン界面活性剤				○											0.2	0.04	0.02	0.02未満
42	ジェオスミン				○	○	○	○								0.00001	0.000002	0.000001	0.000003
43	2-メチルイソボルネオール				○	○	○	○								0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤				○											0.02	0.004	0.002	0.005未満
45	フェノール類				○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.9
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.7
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.8
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.3
		23	9	11	51	11	11	23	9	9	23	9	9		項目数				

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.46 [mg/L]」、「No.50~No.51 [度]」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし]」

別表2

検査項目及び検査頻度 (原水)

(令和6年度)

《 ～ 令和5年12月までの検査結果に基づき作成 》

クリプトスポリジウム等対策：原水検査関連

1：レベルについて（汚染のおそれの判断）

指標菌	水源種別	汚染のおそれ	
検出	表流水（河川水・湖沼水・ダム水）	汚染のおそれが高い	レベル4
	地下水（伏流水・湧水・浅井戸・深井戸）	汚染のおそれがある	レベル3
不検出	被圧地下水以外	当面、汚染の可能性が低い	レベル2
	被圧地下水のみ（主に深井戸）	汚染の可能性が低い	レベル1

指標菌とは、大腸菌、嫌気性芽胞菌のことをいい、いずれかの指標菌が検出された場合を「検出」とします。

2：施設整備について・・・レベル4・レベル3の施設について、下記の施設が整備されている場合を「済み」とします。

レベル	施設整備
レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過）を整備し、ろ過池出口の濁度を0.1度以下で常時監視（高感度濁度計整備） 又はろ過した後に紫外線処理
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 上記設備又は紫外線処理設備

3：原水の検査について・・・汚染のレベル及び施設の整備状況に応じて、下記の頻度で検査を実施することとなっています。

レベル	施設整備	検査項目	検査頻度
レベル4 レベル3	整備済み	クリプトスポリジウム等検査 指標菌検査	1回以上/年 1回以上/年
	施設整備中	クリプトスポリジウム等検査 指標菌検査	1回以上/3ヶ月 1回以上/1ヶ月
レベル2	—	指標菌検査	1回以上/3ヶ月
レベル1	—	原水39項目検査 井戸内部の撮影	1回/年 1回/3年

注) 指標菌：大腸菌・嫌気性芽胞菌

クリプトスポリジウム等：通常の塩素消毒で死滅しない耐塩素性病原生物

令和6年度 クリプトスポリジウム等対策の原水水質検査計画

施設名	種別	レベル	施設整備	原水検査項目	検査/年
南種子町上水道 (八久保水源)	表流水	レベル4	整備中	39項目 クリプトスポリジウム等 指標菌	1回(年1回) 4回(3カ月に1回) 12回(毎月)
南種子町上水道 (小比良水源)	表流水	レベル4	整備済	39項目 クリプトスポリジウム等 指標菌	1回(年1回) 1回(年1回) 1回(年1回)
南種子町上水道 (摺久保水源)	湧水	レベル3	整備済	39項目 クリプトスポリジウム等 指標菌	1回(年1回) 1回(年1回) 1回(年1回)
南種子町上水道 (第5水源)	地下水	レベル2	整備中	39項目 クリプトスポリジウム等 指標菌検査	1回(年1回) 0回 4回(3カ月に1回)
南種子町上水道 (第5水源)	地下水	レベル2	整備中	39項目 クリプトスポリジウム等 指標菌検査	1回(年1回) 0回 4回(3カ月に1回)
南種子町上水道 (西部水源)	浅井戸	レベル2	整備中	39項目 クリプトスポリジウム等 指標菌	1回(年1回) 0回 4回(3カ月に1回)
南種子町上水道 (島間水源)	表流水	レベル4	整備中	39項目 クリプトスポリジウム等 指標菌	1回(年1回) 4回(3カ月に1回) 12回(毎月)